(二)　登録年月日　平成二十四年一月二十六日
(一)　登録番号　中部小教第七号
(二)　登録小型船舶教習実施機関の名称　一般社団法人　全国小型船舶教習所連合会
(三)　住所　三重県四日市市霞二丁目一番一号
(四)　代表者の氏名　仁藤　直嗣
(五)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
(六)　一般社団法人　全国小型船舶教習所連合会　三重県四日市市霞二丁目一番一号
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十四年六月十九日

四国運輸局長　丸山　研一

一　(一)　登録年月日　平成二十三年十月十八日
(二)　登録番号　四小教第六号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　濱田　一彦
(四)　住所　高知県土佐市宇佐町竜七番地三
(五)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
宇佐マリンボート免許センター　登録小型船舶教習所　高知県土佐市宇佐町宇佐二七五九―二三
(六)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
二　(一)　登録年月日　平成二十三年十一月十七日
(二)　登録番号　四小教第八号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　小林　芳人
(四)　住所　愛媛県松山市畑寺二丁目四番三十三号
(五)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
愛媛ボート免許センター登録小型船舶教習所　愛媛県松山市畑寺二丁目四番三十三号
(六)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所

産　業

標準仕様書（ＴＳ）の継続について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成24年6月19日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を継続した。

平成24年6月19日

国土交通大臣　羽田雄一郎

記

1．ＴＳ名称及び番号
継続されたＴＳ名称及び番号　ＴＳ　A0026
方法
試験に用いる骨材の細分
2．意見提出先
国土交通省住宅局住宅生産課
（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年六月十九日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名
1　千葉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（１３Ａ地区）の変更の認可に係る公聴会
2　千葉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（１２Ａ地区）の変更の認可に係る公聴会
二　期日
1　前号1の事案　平成二十四年七月十一日
午後二時から
2　前号2の事案　平成二十四年七月十二日
午後二時から
三　場所
1　第一号1の事案　佐倉商工会議所　大会議室（千葉県佐倉市表町三丁目三番地十）
2　第一号2の事案　四街道市商工会館　大会議室（千葉県四街道市鹿渡八百九十五番地十四）
四　事案の要旨
1　第一号1の事案　一般ガス供給約款（１３Ａ地区）の変更（供給区域の減少）
2　第一号2の事案　一般ガス供給約款（１２Ａ地区）の変更（総括原価見直しによる料金改定）
3　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び千葉ガス株式会社（千葉県佐倉市栄町二十一番地一）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「千葉ガス株式会社（〇〇地区）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第１号１の事案については、平成二十四年六月二十六日までに、第一号２の事案については、平成二十四年六月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「千葉ガス株式会社（〇〇地区）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号１の事案については、平成二十四年六月二十六日までに、第一号２の事案については、平成二十四年六月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業

千葉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（〇〇地区）の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。